

70～74歳の患者負担特例措置の見直しについて

平成20年4月1日から健康保険法等の一部改正により、70歳代前半の一般世帯（課税標準145万円以下）の被保険者患者負担が1割から2割に上げられたが、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」により患者負担は1割のまま凍結されていた。

一部負担金の割合を2割から1割に軽減する措置について、平成26年4月以降新たに70歳に達する被保険者から段階的に2割負担とし、同年3月末までに70歳に達している被保険者については、75歳に達するまでは1割負担とする特例措置が継続される。また、70歳以上75歳未満被保険者の一般所得者の高額療養費制度の自己負担限度額については、一部負担金の割合にかかわらず、引続き現行の額（外来12,000円、入院44,400円）となる。